

## バーゼルⅡ 第3の柱 (市場規律)に基づく開示

### バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

定性的な開示事項(連結・単体) .....	70
定量的な開示事項(連結) .....	73
定量的な開示事項(単体) .....	78



## バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

「銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成19年3月23日付、金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ 第3の柱(市場規律))に基づき、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項につきまして、以下のとおり開示いたします。

なお、以下の文中における「自己資本比率告示」および「告示」とは、平成18年3月27日付、金融庁告示第19号、いわゆるバーゼルⅡ 第1の柱(最低所要自己資本比率)を指しております。

### 定性的な開示事項(連結・単体)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点相違点はありません。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
  - 連結子会社の数 7社
  - 連結子会社の名称及び主要な業務の内容 31ページの「あきぎんグループの状況」に記載のとおりであります。
- ハ. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
  - 該当する関連法人等はありません。

- ニ. 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
  - 該当する会社はありません。

- ホ. 銀行法(昭和56年法律第59号。以下「法」という。)第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
  - 該当する会社はありません。

- ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
  - 連結グループ内においては、資金および資本移動に係る制限等は特にありません。また、連結子会社のなかに債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。

#### 2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段(平成21年3月末)の概要は次のとおりであります。

自己資本調達手段			概要
株式種類	株式数	資本金	
普通株式	193百万株	141億円	完全議決権株式

#### 3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

##### ○評価方法の概要

自己資本の充実度の評価にあたっては、当行が保有し管理すべきリスクを特定し、種類別に計量化したリスク量に応じたリスク資本を自己資本の範囲内で適正に配賦したうえで、リスク量が配賦したリスク資本を超過しないよう管理しております。こうした一連の管理を当行では「リスク管理規程」のなかで「統合的リスク管理」と規定し、リスク量の制御のほか、リスク・リターン最適化により経営の効率化と収益性向上をはかるという点でも活用しております。

また、関連子会社においては、保有しているリスクの範囲が限定的であることから、こうした管理の枠組みの対象としておりませんが、自己資本比率の水準等により充実度を評価しております。

##### ○自己資本充実度の評価方法における自己資本の定義

自己資本は潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本のうち中核的な部分である基本的項目(TierI)を充実度評価にあたっての対象としております。

##### ○管理対象とするリスク

統合的リスク管理の枠組みの中で、管理対象リスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクとしております。それぞれ

のリスク管理方針等につきましては、後記の各個別リスクに関する事項に記載のとおりであります。

##### ○リスク評価方法

リスク量の算出は、経営企画部内に設置された全行的なミドルオフィス部門であるリスク統括室が行っており、計量化が可能リスクについては、各種リスクを統一的な尺度で計るため、基本的にVaR(バリュエーション・アット・リスク)により計測しております。

ただし、オペレーショナル・リスクは、現状のリスク評価においては、新しい自己資本比率規制における粗利益配分手法によるリスク相当額を用いております。このほか、時価がなくVaRによる計測ができない資産につきましては、簿価に一定の掛目を乗じて算出するなど、リスクを抱えるすべての資産について何らかの評価を行っております。

##### ○自己資本充実度の評価

毎年度当初に経営方針および計画等にあわせて、基本的項目(TierI)から各リスクカテゴリー別の管理対象区分に配賦する資本額を決定した後、毎月開催しているALM常務会において、配賦資本に対するリスクの割合をモニタリングすることによって健全性および自己資本の充実度を検証しております。

また、資本配賦にあたっては、基本的項目(TierI)から当期末の予想リスク・アセットに4%を乗じた所要自己資本額に相当する

金額をあらかじめ控除する枠組みとしており、こうした点からも自己資本の充分性に問題はないものと認識しております。

#### 4.信用リスクに関する事項

##### イ.リスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスクとは

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを言います。

○信用リスク管理の基本方針

当行では、融資の基本方針や審査基準の概念を定めた「クレジットポリシー」のほか、その具体的な内容を定めた「信用リスク管理基準」のもと、特定業種や特定グループ等への集中排除や、連結子会社、政策投資等にかかる管理方針を定め、リスク管理の適正化をはかっております。

○信用リスクの計量化

当行が抱える潜在的な信用リスク量を認識するため、信用リスクの計量化に取り組んでおります。具体的には、信用格付制度(※1)に基づく個別与信先のデフォルト率、保全状況等のデータをもとに、期待損失額(※2 EL～ Expected Loss)および非期待損失額(※3 UL～ Unexpected Loss)を算出し、非期待損失額を信用リスクとして統合的リスク管理の枠組みのなかで配賦資本と比較し、健全性の検証を行っております。

これらは、全行的なミドルオフィス部門であるリスク統括室が月次で計数をとりまとめALM常務会で報告する態勢となっております。

また、信用格付の低下や保全価値の減価などのストレスシナリオを設定し、信用リスクの増加額と自己資本の充分性を定期的に検証しております。

○貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り計上しております。

具体的な計上基準につきましては、次の項目に記載のとおりであります。

連結・単体区分	項目名	掲載ページ
連結	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準	43ページ
単体	重要な会計方針 6.引当金の計上基準 (1)貸倒引当金	51ページ

(※1)信用格付制度

信用格付制度とは、財務内容や定性情報などを基準に、信用度に応じて格付を行い管理するもので、与信先の信用度の変化を把握することが可能となるほか、格付別のデフォルト率を算定することにより、将来当行が被り得る損失額を計測することが可能となります。

(※2)期待損失額(EL～ Expected Loss)

将来発生が予想される損失の平均値のことで内部管理上は「信用コスト」として管理しております。

(※3)非期待損失額(UL～ Unexpected Loss)

一定の信頼水準(99%)の中で発生し得る損失の最大値から期待損失額を差引いた部分に該当する損失額のことで内部管理上は「信用リスク」として管理しております。

##### ロ.標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

自己資本比率の算定において、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、当行の格付使用基準において次の4機関と定めております。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

なお、使用にあたっては、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けを行っておりません。

#### 5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクは、一義的には信用供与先の信用状態の悪化等により影響を受けますが、こうしたリスクを削減するために担保や保証などで信用力を補完しております。

○担保

担保の種類としては、不動産や金融資産等が主なものですが、これらは地価動向や相場環境等によって変動することで信用リスク削減効果にも影響を与えることから、定期的な見直しによって担保価値の変動および補完状況の把握に努めております。

また、信用供与先が当行に保有している預金は、担保提供されたものを除き、通常は担保として認識されませんが、銀行取引約定書の規定では、期限の利益の喪失など一定の事由により債務を履行しなければならない場合は、債務と預金を相殺できることとなっております。このため、自己資本比率算定においても信用リスク削減手法の一つとして認められており、所定の条件にしたがって、同手法を用いております。

なお、自己資本比率の算定において、当行では標準的手法を採用しておりますが、同手法では不動産担保による信用リスク削減手法が認められていないため、自己資本比率算定において反映されている担保による信用リスク削減効果は、国債や預金などの適格金融資産担保のみが対象となります。

○保証

保証における主体は、国・地方公共団体から一般事業法人、個人によるものまで信用力の面からも多岐にわたりますが、自己資本比率の算定においては、国・地方公共団体など信用度が最上位の主体による保証を信用リスク削減手法の対象としております。

○信用リスク削減手法適用にともなう信用リスクの集中

以上のような信用リスク削減手法は特定の担保・保証に偏ることなく実施しております。

#### 6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

○派生商品取引に係るリスク

当行が行っている派生商品取引は、金利スワップ、為替予約、通貨オプション等であります。これらの取引は、基本的にはオンバランス資産・負債の範囲内で、金利リスクや為替リスクをヘッジするために行っており、それらのリスクはオンバランスで有しているリスクと相殺されます。ただし取引を行った相手に対する信用リスクが存在します。

○リスク管理の方針及び手続の概要

取引相手の信用リスクに関しては、カレント・エクスポージャー方式により与信相当額を計算したうえでオンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。ただし、派生商品取引の取引相手先から生じる与信相当額は、当行全体の与信額と比較すると僅少であるほか、取引の大半が国内金融機関・証券会社など自己資本比率算定上も比較的信用度の高い主体に限定されていることから、統合的リスク管理においては資本配賦の対象外としております。また、担保による保全や引当の算定も行っておりません。

なお、派生商品取引においては、取引相手先の信用リスクを補完するため、CSA(Credit Support Annex)契約書等により担保提供を行う場合がありますが、現状、こうした契約は締結していないため、仮に当行の信用力が悪化した場合であっても担保を追加的に提供する必要性が生じることはありません。もともと、当行の信用力悪化は信用リスクプレミアムの拡大により、ヘッジコストの増加等をもたらす得る可能性があります。当行が行っている派生商品取引の規模を考慮しますと収益や経営環境等に与える影響は限定的と認識しております。

#### 7.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

証券化エクスポージャーとは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャー等を言います。

証券化取引は、原資産の組成に関わるオリジネーターのほか、投資家、サービス、信用補完の提供者等様々な主体により成り立っておりますが、現在、当行は投資家としてのみ関与しております。

投資先には、主に信用リスクと金利リスクが存在しますが、投資

にあたっては「市場性資産の運用基準」等より、適格格付機関による一定格付以上の格付取得先を対象として過度の信用リスクを保有することのないように規定しているほか、金利リスクへの影響額や収益性などを総合的に勘案したうえで採り上げの判断を行っております。

採り上げ後は、これらに係る各種リスク量は統合的リスク管理の枠組みのなかで総体的に管理しております。

また、投資先の原債権は、住宅ローン債権や事業者向け貸出債権等が主なものですが、特定の投資先あるいは特定債権に集中することのないよう留意しております。

ロ.証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には「標準的手法」を採用しております。

ハ.証券化取引に関する会計方針

投資家として、金融商品会計基準にしたがった会計処理を実施しております。

二.証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

自己資本比率の算定において、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、当行の格付使用基準において次の4機関と定めております。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

なお、使用にあたっては、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けを行っておりません。

8.マーケット・リスクに関する事項

自己資本比率算定において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、本項目に記載する事項はありません。

9.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクの管理は、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、法務リスク、風評リスク等を管理対象のリスクとしており、採算性を前提としながら、業務プロセスや業務態勢の改善をはかり、オペレーショナル・リスクを適切に管理していくことを目的としております。

事務リスクについては、事務項目表、事務工程表の作成、脆弱性の評価、シナリオ分析という一連の事務リスク評価のための態勢整備を進めております。

システムリスクにつきましては、セキュリティスタンダードを定めるとともに、保有するシステムの資産台帳の作成、重要度評価の実施、システムリスク評価シートの作成、シナリオ分析という一連のシステムリスク評価態勢を構築しております。

こうしたリスク評価態勢を構築するとともに、各種の事故情報をデータ化して収集するシステムを構築しており、実損データだけではなく、復旧に要した人件費等の間接費用も把握できる態勢を作っております。

重大な事故情報につきましては、事務厳正化委員会、コンプライアンス委員会、不祥事件等審査委員会に諮られ、個別案件ごとに経営陣に報告されております。

また、各種の事故情報(実損データ、対応費用、原因等)につきましては、データ化して収集するシステムを構築しており、オペリスク管理事務局が、定期的集計・分析し、改善テーマの選定、改善策の実施、改善結果のモニタリングという一連のPDCAサイクルを実施に移します。経営陣は、この一連のPDCAサイクルの進捗状況に関する報告を受け、改善状況を管理しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては「粗利益配分手法」を採用しております。

10.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

○株式等のリスク

出資等又は株式等のリスクは株式相場等のリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、当行が損失を被るリスクを言います。

○リスク管理の方針

投資にあたっては、あらかじめ策定した年度の資金予算や統合的リスク管理で定められた配賦資本の範囲内で、効率的な資金運用、リスク・リターン最適バランスをはかるよう努めております。

○リスク管理の手続の概要

上場株式など、時価のある株式等の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク (VaR) により行っております。算出の前条件として、観測期間5年、信頼水準は99%とし、保有期間については、ポジション解消までに要する期間等を勘案し、政策投資株式は6か月、純投資株式は2か月としております。

非上場株式など、時価のない株式等につきましては、簿価に一定の掛目を乗じてリスク量を算出してしております。

これらのリスク実績はリスク統括室が日次で算出しているほか、配賦資本に対する割合等については、毎月開催しているALM常務会で経営陣へ報告しております。

○株式等の評価方法

株式等の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

11.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

○金利リスクとは

金利リスクとは、市場金利などのリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当行が損失を被るリスクを言います。

○リスク管理の方針及び手続の概要

市場金利が上下に変動した際の資産価値への影響を測った場合、当行の資産・負債構成においては、金利上昇時のマイナスの影響が大きくなります。金利上昇時のリスクは、主に貸出金、投資有価証券等の固定金利商品を多く保有している資産から生じておりますが、リスク管理においては、信用リスクや株価変動リスクの管理と同様、統合的リスク管理の枠組みの中で、配賦資本との比較によって適正な水準を保持するよう努めております。

金利リスクを削減するための手段として、貸出金は金利スワップ、有価証券はデュレーションの短期化を目的とする入れ替えを中心に行っておりますが、金利リスク削減操作の実施時期や期間は、全リスク量、市場金利動向、期間損益に与える影響等を勘案しつつ、毎月のALM常務会において協議のうえ決定しております。

ロ.連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

○算定手法の概要

内部管理における金利リスクはBPV(ベシス・ポイント・バリュー)やVaR(バリュー・アット・リスク)のほか、シナリオ分析などを用いて計測しておりますが、上記におけるリスク管理を有効なものとするため、すなわち、異なるリスクを統一的なリスク指標で計測し、比較することによって健全性だけでなく収益性の向上をはかるため、主にVaRを基準としております。

なお、連結子会社における金利リスクは極めて僅少であるため算定の対象外としております。

○VaR算出の前条件

VaRは分散共分散法で行っており、算定にあたっては観測期間5年、信頼水準99%、保有期間はポジション解消までに要する期間等を勘案し2か月としております。

なお、要求払預金の金利リスク算出に当たっては、内部モデルにより推計した実質的なマチュリティを用いております。

## 定量的な開示事項（連結）

### 1.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社がないため、本項目に該当する金額はありません。

### 2.自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成および金額については、46ページに記載のとおりであります。

### 3.自己資本の充実度に関する事項

#### イ.信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオごとの額

##### ◇所要自己資本の額 (単位:百万円)

採用手法	平成20年3月末	平成21年3月末
標準的手法	36,928	38,392

##### ◇標準的手法が適用されるポートフォリオごとの額

##### ・オン・バランス項目 (単位:百万円)

項目	平成20年3月末	平成21年3月末
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	6	8
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	17	14
国際開発銀行向け	0	0
地方公営企業等金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	37	29
地方三公社向け	56	41
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,037	1,714
法人等向け	11,745	13,206
中小企業等向け及び個人向け	7,731	8,474
抵当権付住宅ローン	1,577	1,369
不動産取得等事業向け	2,446	2,542
三月以上延滞等	158	210
取立未済手形	0	0
信用保証協会等による保証付	368	314
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	2,130	2,310
上記以外	8,016	7,580
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	126	163
合計	36,458	37,982

#### ・オフ・バランス項目

(単位:百万円)

項目	平成20年3月末	平成21年3月末
任意の時期に無条件で取消可能又は、自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約が1年以下のコミットメント	52	29
短期の貿易関連偶発債務	0	0
特定の取引に係る偶発債務	90	91
原契約期間が1年超のコミットメント	97	64
信用供与に直接的に代替する偶発債務	220	216
派生商品取引	9	6
(うち外為関連取引)	2	0
(うち金利関連取引)	6	6
合計	470	409

#### ロ.内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

当行では、標準的手法を採用しているため該当ありません。

なお、本項目以降、金融庁告示第19号の内部格付手法に関する事項に関しては記載を省略しております。

#### ハ.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

信用リスク・アセットのみなし計算を行っていないため、該当ありません。

#### ニ.マーケット・リスクに対する所要自己資本の額

自己資本比率算定において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

#### ホ.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (単位:百万円)

採用手法	平成20年3月末	平成21年3月末
粗利益配分手法	2,715	2,714

#### ヘ.自己資本比率および基本的項目比率

	平成20年3月末	平成21年3月末
自己資本比率	12.43%	11.72%
基本的項目比率	11.67%	10.94%

#### ト.総所要自己資本額(国内基準)

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
総所要自己資本額	39,643	41,106

4.信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項

イ.信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

	平成20年3月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)2
	合計	うち貸出金等 (注)1	うち債券	うちデリバティブ	
国内計	2,190,118	1,314,033	618,155	1,084	12,281
国外計	37,032	—	21,790	10	—
地域別合計	2,227,150	1,314,033	639,946	1,095	12,281
製造業	193,303	119,958	48,499	1	828
農業	5,007	4,996	—	—	10
林業	2,168	2,166	—	—	2
漁業	261	177	—	—	—
鉱業	15,051	14,906	—	—	—
建設業	94,767	84,866	3,796	1	1,384
電気・ガス・水道業	13,821	11,386	400	—	—
情報通信業	21,223	17,705	2,497	—	8
運輸業	34,512	26,417	6,198	0	5
卸売・小売業	167,624	159,338	3,913	0	2,186
金融・保険業	262,634	54,081	124,901	1,083	—
不動産業	76,171	61,148	8,008	—	3,259
各種サービス業	189,030	183,825	2,208	1	2,122
国・地方公共団体	705,185	263,189	435,515	—	—
個人	312,659	309,842	—	6	2,472
その他	133,726	24	4,004	—	—
業種別合計	2,227,150	1,314,033	639,946	1,095	12,281
1年以下	417,913	211,552	127,296	315	969
1年超3年以下	236,830	132,536	102,376	106	1,111
3年超5年以下	337,571	180,002	152,096	125	596
5年超7年以下	199,500	102,067	94,387	278	302
7年超	662,854	482,149	163,788	270	1,973
期間の定めのないもの	372,481	205,724	—	—	7,327
残存期間別合計	2,227,150	1,314,033	639,946	1,095	12,281

(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

	平成21年3月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)2
	合計	うち貸出金等 (注)1	うち債券	うちデリバティブ	
国内計	2,226,985	1,353,170	621,702	843	19,817
国外計	28,659	—	28,164	1	—
地域別合計	2,255,645	1,353,170	649,866	844	19,817
製造業	236,830	154,066	58,103	1	2,360
農業	5,330	5,330	—	0	5
林業	2,075	2,075	—	—	9
漁業	231	172	—	—	—
鉱業	16,617	16,472	—	—	—
建設業	97,163	90,000	5,905	0	2,591
電気・ガス・水道業	15,948	14,070	—	—	—
情報通信業	22,283	18,411	2,600	—	6
運輸業	47,588	36,359	9,470	—	29
卸売・小売業	165,691	155,112	6,069	0	3,106
金融・保険業	181,132	53,629	99,981	841	411
不動産業	73,052	61,686	9,090	—	3,531
各種サービス業	193,187	188,852	2,856	0	5,556
国・地方公共団体	744,750	242,930	455,038	—	—
個人	314,629	313,948	—	0	2,207
その他	139,131	49	748	—	—
業種別合計	2,255,645	1,353,170	649,866	844	19,817
1年以下	266,650	181,913	62,213	26	1,744
1年超3年以下	248,342	147,654	97,635	65	1,029
3年超5年以下	422,623	222,717	195,501	164	1,527
5年超7年以下	183,117	109,758	70,326	75	614
7年超	756,844	527,838	224,189	513	3,141
期間の定めのないもの	378,067	163,289	—	—	11,760
残存期間別合計	2,255,645	1,353,170	649,866	844	19,817

(注)1 貸出金等は貸出金(三月以上延滞エクスポージャーを除く)とオフ・バランス取引(デリバティブ取引を除く)の合計であります。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

## 口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	4,750	4,926	4,750	4,926	4,926	5,476	4,926	5,476
個別貸倒引当金	27,098	22,463	27,098	22,463	22,463	26,849	22,463	26,849
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
貸倒引当金合計	31,848	27,389	31,848	27,389	27,389	32,325	27,389	32,325

## ◇一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	4,750	4,926	4,750	4,926	4,926	5,476	4,926	5,476
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,750	4,926	4,750	4,926	4,926	5,476	4,926	5,476

※業種別については区分ごとの算定を行っておりません。

## ◇個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	27,098	22,463	27,098	22,463	22,463	26,849	22,463	26,849
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	27,098	22,463	27,098	22,463	22,463	26,849	22,463	26,849
製造業	3,850	1,547	3,850	1,547	1,547	2,831	1,547	2,831
農業	6	9	6	9	9	19	9	19
林業	29	76	29	76	76	78	76	78
漁業	2	2	2	2	2	2	2	2
鉱業	25	44	25	44	44	77	44	77
建設業	2,532	3,321	2,532	3,321	3,321	3,909	3,321	3,909
電気・ガス・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	916	835	916	835	835	824	835	824
運輸業	60	37	60	37	37	69	37	69
卸売・小売業	4,812	4,296	4,812	4,296	4,296	4,287	4,296	4,287
金融・保険業	14	296	14	296	296	683	296	683
不動産業	4,929	4,221	4,929	4,221	4,221	4,550	4,221	4,550
各種サービス業	6,499	4,552	6,499	4,552	4,552	6,239	4,552	6,239
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3,351	3,222	3,351	3,222	3,222	3,275	3,222	3,275
その他	67	1	67	1	1	—	1	—
業種別合計	27,098	22,463	27,098	22,463	22,463	26,849	22,463	26,849

ハ.業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

業種名	平成20年3月末	平成21年3月末
製造業	44	0
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	7	10
電気・ガス・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸売・小売業	24	1
金融・保険業	—	—
不動産業	2	—
各種サービス業	0	1
国・地方公共団体	—	—
個人	392	346
その他	—	—
業種別合計	472	359

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成20年3月末		平成21年3月末	
	格付あり(注)	格付なし	格付あり(注)	格付なし
0%	—	757,147	—	831,025
10%	—	100,238	—	86,353
20%	63,816	157,197	67,014	89,441
35%	—	112,690	—	97,839
50%	155,924	5,989	211,223	3,193
75%	—	257,882	—	283,731
100%	33,154	512,909	43,836	513,276
150%	—	1,494	—	1,627
350%	—	—	—	—
資本控除	—	16	—	4
合計	252,894	1,905,565	322,074	1,906,493

(注)格付は告示第65条(法人向けエクスポージャー)において適格格付機関の格付が付与されているエクスポージャーを基準としております。

5.信用リスク削減手法に関する事項

イ.標準的手法が適用されるポートフォリオについて、適格金融資産担保が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

担保区分	平成20年3月末	平成21年3月末
現金及び自行預金(注)	31,655	20,049
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	31,655	20,049

(注)現金及び自行預金には、貸出金と自行預金との相殺によって削減されたエクスポージャーの額を含んでおります。

ロ.標準的手法が適用されるポートフォリオについて、保証が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

保証区分	平成20年3月末	平成21年3月末
適格保証	—	—
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ合計	—	—

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ.与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

ロ.グロスの再構築コスト(零を下回らないものに限る。)の合計額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
グロス再構築コスト	283	150

ハ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位:百万円)

種類および取引区分	平成20年3月末	平成21年3月末
外国為替関連取引及び金関連取引	315	4
金利関連取引	780	839
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,095	844

(注)原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

二.ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

該当する金額はありません。

ホ.担保の種類別の額

信用リスク削減のために担保は用いておりません。

ヘ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

「ハ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額」と同額であります。

ト.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

クレジット・デリバティブ取引を行っていないため、該当ありません。

チ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブ取引を行っていないため、該当ありません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

ロ.連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

原債権の種類	平成20年3月末	平成21年3月末
住宅ローン債権	7,430	6,480
消費者ローン・割賦債権	—	3,931
売掛債権	—	2,000
事業者向け貸出債権	1,938	744
不動産向け債権	1,000	500
中小企業向け社債	499	—
リース債権	500	—
その他	2,911	2,514
合計	14,281	16,171

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成20年3月末		平成21年3月末	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
0%	—	—	—	—
20%	13,281	106	13,321	106
50%	1,000	20	2,841	56
100%	—	—	7	0
150%	—	—	—	—
350%	—	—	1	0
合計	14,281	126	16,171	163

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

原債権の種類	平成20年3月末	平成21年3月末
貸付債権	6	0
不動産向け債権	5	—
その他	5	4
合計	16	4

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

8.マーケット・リスクに関する事項

自己資本比率算定において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、本項目に記載する事項はありません。

9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場株式等エクスポージャー	57,362	—	46,387	—
上記に該当しない出資等または株式等エクスポージャー	1,419	—	2,641	—
合計	58,781	58,781	49,028	49,028

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
売却損益額	2,123	3,703
償却額	1,420	959

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	24,804	5,109

ニ.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
子会社・関連会社株式	—	—

ホ.自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

該当ありません。

10.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

11.銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
金利ショックに対する経済的価値の増減額(VaR)	10,709	5,741

〔前提条件等〕分散共分散法、信頼水準99%、保有期間2か月、観測期間5年  
(商品有価証券のみ 信頼水準99%、保有期間2週間、観測期間1年)

(注)平成20年9月末より、要求払預金の実質的なマチュリティを内部モデルで推計したうえでVaRの算出を行っております。なお、平成20年3月末と同様の基準とした場合の金利ショックに対する経済的価値の増減額は13,465百万円です。

また、関連子会社における金利リスクの算定を行っていないため、単体の計数と同額であります。

## 定量的な開示事項(単体)

### 1.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社がないため、本項目に該当する金額はありません。

### 2.自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成および金額については、67ページに記載のとおりであります。

### 3.自己資本の充実度に関する事項

#### イ.信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオごとの額

##### ◇所要自己資本の額 (単位:百万円)

採用手法	平成20年3月末	平成21年3月末
標準的手法	36,508	37,971

##### ◇標準的手法が適用されるポートフォリオごとの額

##### ・オン・バランス項目 (単位:百万円)

項目	平成20年3月末	平成21年3月末
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	6	8
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	17	14
国際開発銀行向け	0	0
地方公営企業等金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	37	29
地方三公社向け	56	41
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,035	1,712
法人等向け	11,979	13,411
中小企業等向け及び個人向け	7,658	8,408
抵当権付住宅ローン	1,577	1,369
不動産取得等事業向け	2,446	2,542
三月以上延滞等	157	210
取立未済手形	0	0
信用保証協会等による保証付	368	314
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	2,164	2,344
上記以外	7,404	6,987
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	126	163
合計	36,038	37,561

##### ・オフ・バランス項目 (単位:百万円)

項目	平成20年3月末	平成21年3月末
任意の時期に無条件で取消可能又は、自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約が1年以下のコミットメント	52	29
短期の貿易関連偶発債務	0	0
特定の取引に係る偶発債務	90	91
原契約期間が1年超のコミットメント	97	64
信用供与に直接的に代替する偶発債務	220	216
派生商品取引	9	6
（うち外為関連取引）	2	0
（うち金利関連取引）	6	6
合計	470	409

#### ロ.内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

当行では、標準的手法を採用しているため該当ありません。

なお、本項目以降、金融庁告示第19号の内部格付手法に関する事項に関しては記載を省略しております。

#### ハ.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

信用リスク・アセットのみなし計算を行っていないため、該当ありません。

#### ニ.マーケット・リスクに対する所要自己資本の額

自己資本比率算定において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

#### ホ.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (単位:百万円)

採用手法	平成20年3月末	平成21年3月末
粗利益配分手法	2,599	2,604

#### ヘ.自己資本比率および基本的項目比率

	平成20年3月末	平成21年3月末
自己資本比率	11.97%	11.26%
基本的項目比率	11.28%	10.55%

#### ト.総所要自己資本額(国内基準)

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
総所要自己資本額	39,108	40,576

## 4.信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項

イ.信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高  
(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

	平成20年3月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー(注)2
	合計	うち貸出金等(注)1	うち債券	うちデリバティブ	
国内計	2,151,940	1,288,711	603,518	1,684	14,117
国外計	54,669	—	19,302	161	—
地域別合計	2,206,609	1,288,711	622,820	1,846	14,117
製造業	177,420	105,310	43,772	1	1,508
農業	2,175	2,158	—	0	17
林業	2,041	2,038	—	0	2
漁業	135	35	—	—	—
鉱業	14,340	14,180	—	—	15
建設業	90,051	83,380	4,307	3	1,633
電気・ガス・水道業	10,283	7,832	399	—	—
情報通信業	24,284	20,589	2,593	—	9
運輸業	31,498	25,130	3,389	0	5
卸売・小売業	168,008	153,732	4,360	2	3,078
金融・保険業	296,049	52,761	112,035	1,814	—
不動産業	67,069	55,299	7,210	0	1,684
各種サービス業	181,599	175,033	2,007	2	4,136
国・地方公共団体	686,659	253,664	428,681	—	—
個人	339,568	337,523	—	19	2,025
その他	115,421	40	14,063	—	—
業種別合計	2,206,609	1,288,711	622,820	1,846	14,117
1年以下	438,034	225,440	90,619	926	2,088
1年超3年以下	341,116	153,510	186,583	137	706
3年超5年以下	261,168	147,740	108,289	71	724
5年超7年以下	147,453	80,180	63,438	433	484
7年超	671,659	481,304	173,849	277	2,336
期間の定めのないもの	347,176	200,534	38	—	7,775
残存期間別合計	2,206,609	1,288,711	622,820	1,846	14,117

(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

	平成21年3月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー(注)2
	合計	うち貸出金等(注)1	うち債券	うちデリバティブ	
国内計	2,213,346	1,356,118	621,202	843	19,265
国外計	28,659	—	28,164	1	—
地域別合計	2,242,005	1,356,118	649,366	844	19,265
製造業	236,830	154,066	58,103	1	2,360
農業	5,330	5,330	—	0	5
林業	2,075	2,075	—	—	9
漁業	231	172	—	—	—
鉱業	16,617	16,472	—	—	—
建設業	97,163	90,000	5,905	0	2,591
電気・ガス・水道業	15,948	14,070	—	—	—
情報通信業	22,181	18,310	2,600	—	6
運輸業	47,588	36,359	9,470	—	29
卸売・小売業	165,691	155,112	6,069	0	3,101
金融・保険業	183,078	54,909	99,981	841	411
不動産業	73,037	61,671	9,090	—	3,531
各種サービス業	197,149	192,815	2,856	0	5,437
国・地方公共団体	744,250	242,930	454,538	—	—
個人	312,451	311,771	—	0	1,780
その他	122,377	49	748	—	—
業種別合計	2,242,005	1,356,118	649,366	844	19,265
1年以下	266,681	182,098	62,213	26	1,744
1年超3年以下	247,864	147,676	97,135	65	1,029
3年超5年以下	423,061	223,155	195,501	164	1,527
5年超7年以下	183,117	109,758	70,326	75	614
7年超	756,844	527,838	224,189	513	3,141
期間の定めのないもの	364,436	165,592	—	—	11,208
残存期間別合計	2,242,005	1,356,118	649,366	844	19,265

(注) 1 貸出金等は貸出金(三月以上延滞エクスポージャーを除く)とオフ・バランス取引(デリバティブ取引を除く)の合計であります。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	3,963	4,116	3,963	4,116	4,116	4,527	4,116	4,527
個別貸倒引当金	25,090	20,388	25,090	20,388	20,388	24,365	20,388	24,365
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
貸倒引当金合計	29,053	24,504	29,053	24,504	24,504	28,892	24,504	28,892

◇一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	3,963	4,116	3,963	4,116	4,116	4,527	4,116	4,527
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,963	4,116	3,963	4,116	4,116	4,527	4,116	4,527

※業種別については区分ごとの算定を行っておりません。

◇個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
国内計	25,090	20,388	25,090	20,388	20,388	24,365	20,388	24,365
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	25,090	20,388	25,090	20,388	20,388	24,365	20,388	24,365
製造業	3,839	1,545	3,839	1,545	1,545	2,824	1,545	2,824
農業	6	9	6	9	9	18	9	18
林業	29	76	29	76	76	78	76	78
漁業	2	2	2	2	2	2	2	2
鉱業	25	44	25	44	44	77	44	77
建設業	2,529	3,321	2,529	3,321	3,321	3,903	3,321	3,903
電気・ガス・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	916	835	916	835	835	824	835	824
運輸業	60	37	60	37	37	69	37	69
卸売・小売業	4,807	4,290	4,807	4,290	4,290	4,232	4,290	4,232
金融・保険業	—	296	—	296	296	683	296	683
不動産業	4,929	4,221	4,929	4,221	4,221	4,550	4,221	4,550
各種サービス業	6,368	4,388	6,368	4,388	4,388	5,852	4,388	5,852
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,508	1,318	1,508	1,318	1,318	1,246	1,318	1,246
その他	67	1	67	1	1	—	1	—
業種別合計	25,090	20,388	25,090	20,388	20,388	24,365	20,388	24,365

## ハ.業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

業種名	平成20年3月末	平成21年3月末
製造業	44	—
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	3	10
電気・ガス・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸売・小売業	9	1
金融・保険業	—	—
不動産業	2	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個人	1	0
その他	—	—
業種別合計	61	12

## 二.標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単位:百万円)

リスク・ ウェイト区分	平成20年3月末		平成21年3月末	
	格付あり(注)	格付なし	格付あり(注)	格付なし
0%	—	756,647	—	830,525
10%	—	100,238	—	86,353
20%	63,816	156,894	67,014	89,288
35%	—	112,690	—	97,839
50%	155,924	5,973	211,223	3,173
75%	—	255,452	—	281,554
100%	33,154	504,314	43,836	504,420
150%	—	1,487	—	1,627
350%	—	0	—	—
資本控除	—	16	—	4
合計	252,894	1,893,715	322,074	1,894,786

(注)格付は告示第65条(法人向けエクスポージャー)において適格格付機関の格付が付与されているエクスポージャーを基準としております。

## 5.信用リスク削減手法に関する事項

## イ.標準的手法が適用されるポートフォリオについて、適格金融資産担保が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

担保区分	平成20年3月末	平成21年3月末
現金及び自行預金(注)	31,655	20,049
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	31,655	20,049

(注)現金及び自行預金には、貸出金と自行預金との相殺によって削減されたエクスポージャーの額を含んでおります。

## ロ.標準的手法が適用されるポートフォリオについて、保証が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

保証区分	平成20年3月末	平成21年3月末
適格保証	—	—
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ合計	—	—

## 6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

## イ.与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

## ロ.グロスの再構築コスト(零を下回らないものに限る。)の合計額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
グロス再構築コスト	283	150

## ハ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位:百万円)

種類および取引区分	平成20年3月末	平成21年3月末
外国為替関連取引及び金関連取引	315	4
金利関連取引	780	839
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,095	844

(注)原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

## 二.ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

該当する金額はありません。

ホ.担保の種類別の額

信用リスク削減のために担保は用いておりません。

ヘ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

「ハ.担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額」と同額であります。

ト.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額  
クレジット・デリバティブ取引を行っていないため、該当ありません。

チ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブ取引を行っていないため、該当ありません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

イ.当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ありません。

ロ.当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

原債権の種類	平成20年3月末	平成21年3月末
住宅ローン債権	7,430	6,480
消費者ローン・割賦債権	—	3,931
売掛債権	—	2,000
事業者向け貸出債権	1,938	744
不動産向け債権	1,000	500
中小企業向け社債	499	—
リース債権	500	—
その他	2,911	2,514
合計	14,281	16,171

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	平成20年3月末		平成21年3月末	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
0%	—	—	—	—
20%	13,281	106	13,321	106
50%	1,000	20	2,841	56
100%	—	—	7	0
150%	—	—	—	—
350%	—	—	1	0
合計	14,281	126	16,171	163

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

原債権の種類	平成20年3月末	平成21年3月末
貸付債権	6	0
不動産向け債権	5	—
その他	5	4
合計	16	4

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

8.マーケット・リスクに関する事項

自己資本比率算定において、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、本項目に記載する事項はありません。

9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場株式等エクスポージャー	57,362	/	46,387	/
上記に該当しない出資等または株式等エクスポージャー	2,278	/	3,500	/
合計	59,641	59,641	49,888	49,888

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
売却損益額	2,123	3,703
償却額	1,420	959

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	24,804	5,109

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
子会社・関連会社株式	—	—

ホ.自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額  
該当ありません。

10.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

11.銀行勘定における金利リスクに関して当行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額の額

(単位:百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
金利ショックに対する経済的価値の増減額 (VaR)	10,709	5,741

〔前提条件等〕 分散共分散法、信頼水準99%、保有期間2か月、観測期間5年  
(商品有価証券のみ 信頼水準99%、保有期間2週間、観測期間1年)

(注)平成20年9月末より、要求払預金の実質的なマチュリティを内部モデルで推計したうえでVaRの算出を行っております。なお、平成20年3月末と同様の基準とした場合の金利ショックに対する経済的価値の増減額は13,465百万円です。

# 開示項目一覧

## 銀行法施行規則に基づく開示項目

### ■単体ベース

1 概要・組織に関する事項	
(1)経営の組織	29
(2)大株主	68
(3)役員	30
(4)従業員	30
(5)店舗	32・33
2 業務内容	37
3 主要な業務に関する事項	
(1)営業の概要	38
(2)主要な経営指標等の推移	39
(3)業務に関する指標	
a 主要な業務の状況	
(a)業務粗利益・業務粗利益率	53
(b)資金運用収支・役員取引等収支・その他業務収支	53・54・55
(c)資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高ほか	53・54・55
(d)受取利息・支払利息の増減	55
(e)総資産経常利益率・資本経常利益率	66
(f)総資産当期純利益率・資本当期純利益率	66
b 預金	
(a)預金科目別平均残高	56
(b)定期預金の残存期間別残高	56
c 貸出金	
(a)貸出金科目別平均残高	57
(b)貸出金の残存期間別残高	59
(c)貸出金・支払承諾見返担保別内訳	57
(d)貸出金使途別内訳	58
(e)業種別貸出金内訳	58
(f)中小企業等向け貸出金残高	59
(g)特定海外債権残高	59
(h)預貸率	66
d 有価証券	
(a)商品有価証券の平均残高	60
(b)有価証券の残存期間別残高	60
(c)有価証券の平均残高	59
(d)預証率	66
4 業務の運営に関する事項	
(1)リスク管理体制	17・18
(2)法令遵守体制	15・16
5 財産の状況に関する事項	
(1)貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書	47・48・49・50
(2)リスク管理債権額	12・57
a 破綻先債権額	
b 延滞債権額	
c 3ヵ月以上延滞債権額	
d 貸出条件緩和債権額	
(3)自己資本の充実の状況	8・67・70
(4)時価情報	
a 有価証券の時価等	61・62
b 金銭信託の時価等	62
c デリバティブ取引	63・64
(5)貸倒引当金期末残高および期中増減額	58
(6)貸出金償却額	59
(7)会社法による会計監査人の監査	39
(8)金融商品取引法に基づく監査証明	39

### ■連結ベース

1 銀行・子会社等の状況に関する事項	
(1)主要な事業の内容および組織構成	31
(2)子会社等に関する事項	31
2 銀行・子会社等の主要な業務に関する事項	
(1)営業の概要	38
(2)主要な経営指標等の推移	39
3 銀行・子会社等の財産の状況に関する事項	
(1)連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等計算書	40・41・42
(2)リスク管理債権額	46
a 破綻先債権額	
b 延滞債権額	
c 3ヵ月以上延滞債権額	
d 貸出条件緩和債権額	
(3)自己資本の充実の状況	46・70
(4)連結決算セグメント情報	44
(5)金融商品取引法に基づく監査証明	39

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

資産査定状況	11・12・57
--------	----------

「2009 秋田銀行ディスクロージャー誌」は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。